

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 6月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則（令和2年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日条例第3号）附則の規則で定める日は、<u>令和4年9月30日</u>とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日条例第3号）附則の規則で定める日は、<u>令和4年6月30日</u>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。